

雲南市・飯南町事務組合告示第3号

雲南市・飯南町事務組合ホームページ広告掲載取扱要綱に係わる運用基準

（趣旨）
第1条 この基準は、雲南市・飯南町事務組合ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。（規制業種又は事業者）

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- たばこに関するもの
- ギャンブルに関するもの
- 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- 占い、運勢判断に関するもの
- 興信所・探偵事務所等
- 債権立て、示談引受などをうたったもの
- 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- 各種法令に違反しているもの
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 風俗営業類似の業種
- 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- 雲南市・飯南町事務組合の使用料等を滞納している者が掲載しようとするもの（掲載基準）

第3条 次の各号に定めるものは、雲南市・飯南町事務組合ホームページ（以下「事務組合ホームページ」という。）に掲載しない。

- 次のいずれかに該当するもの
 - 人権侵害、各種差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスの提供するもの
 - 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
 - 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
 - 国内世論が大きく分かれているもの
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
 - 市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - 社会的に不適切なもの
- 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から掲載すべきでないもの
 - 根拠のない誇大な表現及び誤解を招くような表現によるもの
 - 射幸心を著しくあおる表現によるもの
 - 法令で認められていない業種、商法又は商品
 - 国家資格に基づかないものが行う療法等
 - 責任の所在が明確でないもの
 - 広告の内容が明確でないもの
 - 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
 - 虚偽の内容を表示するもの
- 青少年の保護又は健全育成の観点から掲載すべきでないもの
 - 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係なもの。ただし、広告内容に関連しており、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - 残酷な描写など、善良の風俗に反するような表現
 - 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
 - ギャンブル等を肯定するもの
 - その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの（個別の基準）

第4条 広告表示内容に関する個別の基準については、次のとおりとする。

- 人材募集広告
 - 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
 - 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1ヶ月で確実にマスターできる」等
- 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）
 - 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
 - 通信教育、講習会・塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
- 外国大学の日本校

下記の趣旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
- 資格講座
 - 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の趣旨を明確にすること。

「この資格は国家資格ではありません。」
 - 「行政書士」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるような紛らわしい表現は使用しない。下記の趣旨を明確に表示すること。

「資格所得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
 - 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
 - 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤解される表示はしない。
- 病院、診療所、助産所

- 医療法第69条又は第71条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- 広告する治療方法について、疾病等が完全に治療される旨等、その効果を推測的に述べることはできない。
- 写真については、病院の全景や該当医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
- マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
- 不明な点は、都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。

- 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
 - 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
 - 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認を行う。
 - 不明な点は、都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。
- 薬局、薬店

都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。
- 医療品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）
 - 医薬品等は薬事法第66条から68条の規定を遵守し、掲載する。次のような表示は掲載できない。
 - 最大級及びそれに類する表示
 - イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）
 - 不明な点は、都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。
- いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

- 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、以下のような表示は記載できない。
 - 医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示

例：1日3回、毎食後3錠お飲みください。（服用に関する表示）

生活習慣病の予防に。（効果効能の表示）

疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示）
 - 都度、島根県雲南保健所に確認し、判断する。
- その他介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
 - サービス全般（老人保健施設を除く）
 - 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
 - 有料老人ホーム
 - 1）に規定するもののほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。
 - 有料老人ホーム等の紹介業
 - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

- 不動産事業
 - 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。
 - 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
 - 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
 - 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等
- 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定し、以下のような表示をしない。

 - ア 顧問先、又は依頼者名
 - イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

例：たちどころに解決します。

- 旅行業
 - 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
 - 不当表示に注意する。

例：白夜でない期間の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
- 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。
- 雑誌・週刊誌等

- 社会秩序を乱すような内容を掲載したものでないこと。
- 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
- 適正な品位を保った広告であること。
- 虚偽、または表現が不的確で誤認されるおそれがある内容を記載したものでないこと。
- 有害図書に指定されていないこと。
- 見出しや写真の性的表現などは青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を記載したものでないこと。

- 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

- 0）タレントなど有名な人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- 1）犯罪事実の報道の見出しについて、残酷な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- 2）未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、指名及び写真は表示しない。
- 7 映画・興行等
 - 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
 - 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
 - いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
 - 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張したりした表現は使用しない。
 - ショッキングなデザインは使用しない。
 - その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
 - 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

- 8 占い・運勢判断
 - 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。
 - 実績や被鑑定者の表示はしない。
 - 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。
 - 料金や販売価格について明示する。
- 9 結婚相談所・交際紹介業
 - 業界団体に加入していることを明記すること。
 - 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。
 - 3）公的機関に認められた個人情報保護体制を整えていること。

- 0 調査会社・探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- 2 募金等
 - 募金内容は、社会福祉事業のための寄付金募集に限る。
 - 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
 - 下記の趣旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

- 3 質屋・チケット等販売業者
 - 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇のバック50、000円、航空券 東京～出雲15、000円等
 - 有利さを誤認させるような表示はしない。
- 4 トランクルーム及び貸し収納業者
 - 「トランクルーム」は国土交通省の規則に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。その旨を表示すること。
 - 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等
- 5 ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の広告内容

本基準第2条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることができる。
- 7 その他、表示について注意を要するもの

- 割引価格の表示

価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30％引き」等
 - 比較広告

比較広告は掲載しない。
 - 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合があるときは、その旨を明示すること。

例：「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります。」等
 - 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者氏名を明記する。
 - 肖像権・著作権

無断使用がないこと。
 - 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。（公正取引委員会に確認を要する。）

例：「メーカー希望価格の50％引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）等
 - 個人輸入代行業等の個人営業広告
 - アルコール飲料
 - ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
 - イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿 等
- （広告パナー等の規格）

第5条 広告パナー、専用ページ、コマーシャル映像の規格は次のとおりとする。

- 広告パナー

サイズ 縦480ピクセル、横140ピクセル

形式 G I F、J P E G

データ容量 30KB以下
- 専用ページ

写真 縦210ピクセル、横280ピクセル

文字 225文字（全角）以内

- コマーシャル映像

サイズ 縦480ピクセル、横640ピクセル

ただし、表示サイズは縦240ピクセル、横320ピクセル

型式 F L V、ただしA V Iの場合は、F L Vに変換する

データ容量 1．4MB以下

（禁止表現）

第6条 次の表現を含んだパナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- アラートマーク
- ラジオボタン
- テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）（G I Fアニメ）

第7条 G I Fアニメを用いる場合は、閲覧者に不快を与えないようにするため、次のとおりとする。

- 画像が変化又は移動する場合は、閲覧者の目への負担が大きくなるらないもの
- 光感受性発作を誘発させないもの
- 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする
- その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40／100秒以上とする（事務組合ホームページとの区別）

第8条 次の表現については、閲覧者が事務組合ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- 事務組合ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- 「産業」「教育」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が雲南市の事業であると誤解しやすいもの（色調）

第9条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）
第10条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則
この掲載基準は、平成21年4月1日から施行する。

雲南市・飯南町事務組合ホームページ広告掲載取扱要綱

平成24年8月1日
告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市・飯南町事務組合が開設する公式ホームページ（以下「組合ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 組合ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、雲南市・飯南町事務組合の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、住民に不利益を与えないものとする。

ただし、次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なもの
- (5) 社会問題についての意見広告又は係争中の声明広告
- (6) 個人の名刺広告又はその疑いのあるもの
- (7) 求人の募集を主たる目的とする広告及びこれに類するもの
- (8) 社会的又は市民生活的な観点から適切でないもの
- (9) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業又は性風俗関連特殊営業等に係わるもの
- (12) 雲南市・飯南町事務組合、雲南市及び飯南町、又は他の地方自治体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、管理者が組合ホームページに掲載する広告として適切でないことを認めるもの

2 バナー広告からリンクする団体等のホームページについては、前項に定めるもののほか、雲南市・飯南町事務組合ホームページ広告掲載取扱要綱に係わる運用基準に基づき、掲載の適否を判断する。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載するページは組合ホームページのトップページとし、位置及び掲載枠数は管理者が別に定める。

(掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則1月単位とし、複数月の広告掲載申込があった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、原則月の初めから末日までとする。

(広告募集の周知)

第5条 広告掲載希望者の募集は、組合ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 組合ホームページへの広告掲載希望者は、掲載開始希望日の10日前までに、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で、必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第7条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、第2条の規定により広告の掲載をしないことを決定したときは、その旨を、ホームページ広告審査結果通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知しなければならない。

2 前項において、管理者は、必要があるときは広告案の修正等の条件を付して広告掲載を決定することができる。

（広告バナーの作成及び提出）

第8条 広告掲載の決定を受けた広告主は、掲載開始日の5日前までに広告バナー（電子データ）を広告主の負担により作成し、管理者に提出しなければならない。

2 広告主が、広告バナーデザイン、専用ページデザイン、コマーシャル映像（以下「専用ページ作成料」という。）を管理者に依頼する場合、別に定める雛形の中から選択しなければならない。この場合において公告文章及び掲載写真は、依頼主が作成又は提供し、コマーシャル映像は、雛形に順じ管理者が作成する。

（広告審査会の設置）

第9条 管理者は、広告の掲載に関し次の各号に掲げる事項について調査審議するため、雲南市・飯南町事務組合ホームページ広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）第7条に基づく広告掲載の決定等に関すること

（2）その他広告の掲載に関すること

（審査会の組織）

第10条 審査会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、組合ホームページの管理責任者をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）総務部 総務課長

（2）ケーブルテレビ事業部 ケーブルテレビ事業部長、情報管理課長、飯南局所長

（3）環境事業部 環境事業部長、雲南エネルギーセンター長、いいしクリーンセンター長

3 審査会の庶務は、管理責任者の主管課において処理する。

（審査会の会議等）

第11条 審査会の会議は、委員長が必要の都度招集し、会議の議長となる。

2 審査会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審査会の会議を招集する暇がないと委員長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、広告案に関連する課の長に対し、その表示内容等について意見を求めることができる。

（掲載の順位）

第12条 広告掲載希望者が第3条に規定する掲載枠数を越えたときは、次の順序により掲載を決定する。

（1）第1順位 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんしている法人又は団体の広告

（2）第2順位 前号に掲げるもの以外の公社、公団、公益法人及びそれに類する団体の

広告

(3) 第3順位 公益的性格を有する私企業等の広告

(4) 第4順位 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業で雲南市及び飯南町内に事業所等を有する者の広告

(5) 第5順位 その他、掲載する広告として妥当であろうと管理者が認めた広告

2 前項の規定によっても、順位が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告バナー及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項において、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から掲載した広告に関連して損害を被ったという請求がされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 管理者は、次の各号に該当するときは、広告の掲載決定を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料及び専用ページ作成料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告バナー（電子データ）の提出がないとき

(3) 広告主又は広告主のホームページが、第2条各号に該当すると判明したとき

(4) その他、組合ホームページへの広告掲載が適切でないとして審査会が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、組合ホームページへの広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は電子メール又は書面により管理者に申出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取下げた場合は、納付済みの広告掲載料及び専用ページ作成料は返還しない。

(広告掲載料)

第16条 広告掲載料及び専用ページ作成料については、管理者が別に定める。

2 広告掲載料及び専用ページ作成料は、掲載開始日の5日前までに、一括して前納するものとする。

(広告掲載期間の延長)

第17条 広告主の責に帰さない理由により、事務組合が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料及び専用ページ作成料の返還)

第18条 既納の広告掲載料及び専用ページ作成料は、原則として返還しない。ただし、管理者は広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかった場合で、かつ掲載期間の延長が困難なときは、既納の広告掲載料及び専用ページ作成料を返還するものとし、その他の責任を負わないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料及び専用ページ作成料は、掲載開始から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料及び専用ページ作成料には、利子を付さない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。